

2022年度（令和4年度）上期福山市漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の低迷により漁業所得が減少している漁業者に対して、漁船の操業に要する燃油の高騰相当額の一部を交付し、漁業経営の安定化を支援するため、2022年度（令和4年度）上期福山市漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、「福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）」に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、用語の定義は、それぞれ各号に定めるものとする。

- (1) 「漁業者」とは、市内の漁業協同組合に所属する正組合員で、漁船の所有権又は使用权を有する者をいう。
- (2) 「漁船」とは、漁業の用に供される船舶のうち、稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもので、次の条件を満たすものをいう。
 - ア 「漁船法（昭和25年法律第178号）」第10条に規定する広島県知事の備える漁船原簿への登録を要するものについては、補助対象期間内にその登録がされているもの
 - イ 「船舶安全法（昭和8年法律第11号）」第5条に規定する船舶検査を要するものについては、その船舶検査証書の有効期間が補助対象期間内にあるもの
- (3) 「燃油」とは、漁業の用に供するA重油、軽油、ガソリン等の石油製品をいう。
- (4) 「補助対象期間」とは、2022年（令和4年）4月1日から2022年（令和4年）9月30日までの間をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者は、次の各号に掲げる条件の全てを満たす漁業者とする。

- (1) 補助対象期間中に漁船の操業に要する燃油を購入した者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 「福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）」第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者

（補助単価の算定方法）

第4条 補助金の交付における燃油1リットル当たりの補助単価は、福山市の会計年度における四半期ごとの算定額とする。

- 2 補助単価は、「一般社団法人漁業経営安定化推進協会 漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（平成22年5月11日承認）」第13条から第23条の規定に基づいて算出した平均原油価格の高騰額に補助率3分の2を乗じて小数点第3位を切り捨てて得た額とする。ただし、2021年度（令和3年度）の第4四半期に適用する補助単価を上限とする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、補助対象期間内における四半期ごとの燃油購入量に前条の規定により算定した補助単価を乗じて小数点以下を切り捨てて得た額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、2022年(令和4年)12月28日までに補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 燃油購入実績報告書(様式第2号)
- (2) 購入した燃油の日付及び数量が確認できる領収書(写し)
- (3) 法人においては、履歴事項全部証明書(原本又は写し)
- (4) 市税完納証明書(原本又は写し)
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 前項第2号の書類は、次に掲げる書類の添付又は証明をもって代えることができる。

- (1) 「漁業経営セーフティネット構築事業の運用について(平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知)」による燃油購入実績報告(写し)
- (2) 燃油購入実績報告書(様式第2号)における燃油販売者の証明

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類及び関係機関への調査等により、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及びその額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定及びその額を確定したときは、福山市漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、その交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、補助金の交付状況等を管理するため、福山市漁業用燃油価格高騰対策事業費補助金交付台帳を備え付け、必要事項を記載し整理するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年(令和4年)6月23日から施行し、2022年(令和4年)4月1日以降に燃油を購入した場合について適用する。